

地域密着型金融への取組み

J Aバンク香川中期戦略（2025～2027年）の実践

持続可能な農業の実現・豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現、協同組合としての役割發揮に向け、地域の実情に応じた創意工夫ある金融仲介機能を發揮し、ステークホルダー目線で課題解決に取り組んでいます。

① 金融仲介機能の発揮

「農業」・「くらし」・「地域」の3領域

② 徹底的な業務効率化

③ サステナブル経営に向けた不断の取組み

● 「農業」領域における取組み

（農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする金融サービス）

○農業融資の円滑な取組み

J Aバンク香川は、各種プロパー農業資金に対応するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の経営と生活をサポートしています。

令和7年9月末時点の当会の農業関係資金残高は23億78百万円、日本政策金融公庫（農業関連資金）の受託貸付金残高は27億38百万円を取扱っています。

また、新規就農者や認定農業者の方への事業資金提供が一層円滑なものとなるよう、J A香川県と協力して「J A新規就農応援資金」を創設するとともに、日本政策金融公庫と定期的な情報交換会を開催しています。

さらに、農業者等の再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金（アグリパワー資金）のほか、自然災害による農業経営の一時的に悪化した農業者を支援するための災害緊急資金（アグリサポート資金）を創設し、農業者のサポート強化を行っています。

このように、担い手の経営実態やニーズに適した短期・中期・長期の資金提供に努めています。

主要な農業関係の貸出金残高

【資金種類別】

（貸出金）

（単位：百万円）

種類	令和7年9月末
プロパー資金	2,346
農業制度資金	31
農業近代化資金	31
その他制度資金	—
合計	2,378

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等（J Aや全農（経済連）とその子会社等を含む）に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

2. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

3. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

4. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

（受託貸付金）

（単位：百万円）

種類	令和7年9月末
日本政策金融公庫	2,738
その他	—
合計	2,738

（注）日本政策金融公庫資金のうち、農業関連資金を対象としています。

○農業担い手のニーズに応えるための取組み

J Aバンク香川では、地域の農業者との関係を強化し、地域農業を振興するための各種施策に取り組んでいます。

特に、農業担い手に対してJ A香川県の総合事業を活用したソリューションを提供する特色ある金融機関を目指すため、令和4年度からは、農業者の要望や課題を明瞭化して、ニーズに応じた資金対応を中心にコンサル機能を含めた金融仲介機能を発揮し、農業者の所得向上を目指す「J Aバンク担い手コンサルティング」に取り組んでおり、当会はJ A香川県と連携を図り、側面的な支援を行っています。

その一環として、農業者等の負担を軽減し、農業所得増大・農業生産拡大に資することを目的として、「J Aバンク香川農業資金保証料助成」・「J Aバンク香川農業資金利子補給」制度の取扱いを行っています。

また、J A香川県ならびに当会に「担い手金融リーダー」を配置し、各支店の活動をサポートするとともに、農業金融相談窓口として「農業金融センター」を設置し、J A香川

県のサポート指導機能、農業法人等への融資相談機能の拡充、強化を図っています。令和5年度からは、JA香川県の農業金融センターに農業融資専任担当者を新たに配置しており、営農経済部門等と連携し、農業融資に関する訪問や資金提案活動の強化を図っております。

JA香川信連農業金融センター
(0120-831-550)

○農業所得増大・県内食料自給率向上への取組み支援

当会は、JAグループが行う国消国産の推進等による食料自給率・生産性の向上、借入コストの低減等による農業所得の増大を図る取組みを支援しています。

○災害復旧支援への取組み

JA香川県において災害等への緊急的な資金対策として創設している「アグリサポート資金（災害緊急資金）」の活用を図り、農家の経営継続を支援する目的として、当会は「JAバンク香川災害緊急特別対策利子補給」「JAバンク香川災害緊急特別対策保証料助成」制度の取扱いを行っています。

○投資事業（アグリシードファンド）

国内農業・環境（ビジネス）の発展・成長に貢献するため、農業振興・環境貢献に取組む農業法人を、標記ファンドを通じてサポートしています。

○事業間連携への取組み

JA香川県経済部と連携し、JA香川県直売所スタンプラリーに協賛しています。JAカードでの支払いが可能な直売所で、JAカードでお支払いいただくと請求時に5%割引となる、産直5%割引施策を展開しています。

○農商工連携事業

農業と商工業の連携強化を支援するため、農産物の魅力とブランド力を発信するイベントの企画・開催を通じて、地域社会の発展に努めています。

◇商談会・ビジネスマッチング

香川県の農林水産物の販路拡大および認知度、ブランド力向上を図るために、香川県、（公財）かがわ産業支援財団等が行う商談会やビジネスマッチングの場を提供することにより、6次産業化や農商工連携への支援など農業の発展に貢献しています。

●「くらし」領域における取組み

（利用者から選ばれ利用され続ける金融機関を目指す取組支援）

○JAバンクローンの推進

JAバンク香川では、お客様のさまざまなライフプランやニーズに合わせて、各種ローンを品揃えしています。住宅の新築・購入をはじめ、増改築・外装工事などさまざまな用途にご利用いただける住宅ローン（金利優遇措置あり）、自動車やバイクの購入、修理・車検費用などカーライフに関するあらゆる用途にご利用いただけるマイカーローン、その他お客様のニーズにお応えするために各種ローンをご用意しています。

○組合員・利用者との“つながり”深化

利用者がJAの商品・サービスの利用をきっかけに、総合事業の強みであるリアル（店舗・ATM等）とデジタル（アプリ・キャッシュレス）を融合したサービスを通じた期待に応え、利用者から「つながり続けたい」とされるJAへの取組みを支援しています。

○徹底したデジタル推進

JAバンクアプリプラスおよびWeb取引で、対面・非対面の相互誘引により顧客利便性の向上を図っています。

○次世代とのつながり構築

組合員・利用者の豊かなくらしの実現にむけたライフプランサポートの実践により相談されるJAへの取組みを支援しています。

● 「地域」領域における取組み

（農業振興・地域の課題・住民ニーズに即した地域活性化の取組支援）

○地方創生への取組み

当会は、地方創生への取組みに積極的に関与するため、香川県が策定した「『人生100年時代のフロンティア県・香川』実現計画」の重点政策のうち、「農林水産業の先進県へ」に呼応するため、JA香川県の農業インターン修了者が新規就農に従事する場合、当会が當農費用の一部を助成することにより、就農直後の経営の安定化を図ることを目的として、「JAバンク香川新規就農助成要領」を制定し、平成28年度から令和7年度9月末現在までで助成申請者80名に対し、助成金延べ4,360万円を助成しています。今後もJA香川県扱い手サポートセンターおよび各農業金融センターと連携し、JA自己改革が目指す農業振興による農業所得の増大と地域活性化に貢献していきます。

●金融円滑化への対応

当会は農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して、必要な資金を円滑に供給していくことを、最も重要な役割のひとつとして位置づけており、お客様からの借入れ条件変更等のご相談やお申込には、引き続き真摯かつ丁寧に対応するとともに、経営相談に積極的かつきめ細かく対応することで経営改善への取組みを支援しています。

● 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

● お客様本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地

域社会の実現を理念として掲げております。

当会はこの理念に基づき、香川県の農業、ならびに地域経済の活性化に資する地域金融機関としての社会的役割と責任を充分認識したうえで、経営資源の有効な活用および適切な配分を行い、JAバンク機能の一層の発揮に努めております。

当会では、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、会員または会員の組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客様本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客様への最適な商品提供

(1) お客様に提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客様の多様なニーズにお応えできるものを選定します。

投資信託商品の選定にあたっては、商品を組成する投資運用会社についてプロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ、「JAバンクセレクトファンド」として厳選した商品ラインアップをご提供します。また、金融商品の組成・販売全体でお客様の最善の利益を実現するため、JAバンク全体として、金融商品を購入したお客様の属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3、6、7）、補充原則1～5本文および（注）】

2. お客様本位のご提案と情報提供

(1) 当会では、お客様との長期的な相互信頼関係構築のため、対話を重ねることでお客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的を丁寧に確認し、属性・適合性を判断したうえで、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。

金融商品のご案内時には、販売手数料の多寡に関わらず、お客様のライフプランに合った適切な商品をご案内いたします。【原則

2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1～5）】

(2) お客様の投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

また、パンフレットやホームページについては、分かりやすい表現を徹底します。特に高齢のお客さまに対しては、理解度を十分に確認しながら丁寧な説明を心がけ、慎重に対応いたします。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1～5）】

(3) お客様にご負担いただく手数料について、お客様の投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

また、投資信託のご案内の際には、当会で取扱う主なファンドの特徴や手数料、運用状況等を一覧で確認できる資料等を用いてご説明します。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1～5）】

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客様への商品選定や情報提供にあたり、お客様の利益を不当に害するがないよう、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

利益相反が生じやすい場面（手数料の高い商品のみを推奨する等）において、重要情報シート等の活用により利益相反が生じる可能性等を具体的にご説明します。【原則3本文および（注）】

4. お客様本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) お客様の多様な資産運用等のニーズに対し、的確なコンサルティングを提供し、堅確な事務を行うため、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客様本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（令和6年9月改訂）との対応を示しています。